

「おしえて! 税のこと」

連載 No.7

～納税相談についてのQ&A 未納のまま放置しても何も変わりません～

Q 納期限内に納付できませんが、どうしたら良いですか？

A 納期限を過ぎると一括納付が原則ですが、病気・事業不振・失業等のやむを得ない理由により納付が困難な場合は、早めの納税相談をお願いします。原則、電話での相談はお受けできません。
 なお、納税相談もせず、未納のまま放置すると、法に基づき差押等の滞納処分を進めることとなります。

Q 納税相談を希望しますが、どうしたら良いですか？

A あなた自身の税金です。完納に向けた納付計画を十分に検討された上で1か月の収支状況等の分かるものを持参し来庁してください。
 また、担当者が不在の場合もありますので事前連絡をお願いします。連絡せず来庁されると、納税相談を受けられない場合がありますのでご注意ください。

Q 納税相談をすれば差押はされませんか？

A お約束した納付計画通り納付されれば、差押は行いません。しかし、納付計画が履行されない場合は、納期限内納税者との公平性を保つために財産を差押えることとなります。

【問合せ先】 収納対策課 ☎ 029-240-7104

不動産公売案内

茨城町では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。ぜひご参加ください。詳細については、問い合わせ先までご連絡いただくか、当町ホームページをご覧ください。※中止になる場合もあります。

- 日 時 平成28年1月19日(火)
午後0時50分受付開始、午後1時入札についての説明開始
- 場 所 茨城町役場 2階大会議室

売却区分番号	見積価額 (公売保証金)	公売対象不動産 財産の表示(登記簿による表示)	買受 適格証明
27-1	340,000円 (40,000円)	(土地) 所在 茨城町大字馬渡字越場 地番 1055番 地目 田 地積 1,367㎡	要
27-2	370,000円 (40,000円)	(土地) 所在 茨城町大字馬渡字越場 地番 1062番 地目 田 地積 1,399㎡	要
27-3 (※)	550,000円 (60,000円)	(土地) 所在 茨城町大字上石崎字船渡 地番 5405番1 地目 田 地積 283㎡ 所在 茨城町大字上石崎字船渡 地番 5405番2 地目 田 地積 347㎡ 所在 茨城町大字上石崎字船渡 地番 5406番1 地目 田 地積 1,387㎡ 所在 茨城町大字上石崎字船渡 地番 5406番2 地目 田 地積 231㎡	要

※売却区分番号27-3の土地は国営緊急農地再編整備事業による船渡・東永寺地区内にあります。詳細はひめま川土地改良区にお問い合わせください。

【問合せ先】 収納対策課 ☎ 029-240-7104

毎日コツコツ! 骨粗しょう症予防教室



「骨粗しょう症」とは骨の量が減って、「ス」が入ったようにスカスカになる状態のことを言い、圧倒的に女性に多くみられる病気です。日頃から食生活や運動に気を配ることで骨の減るスピードを遅らせることができます。

骨粗しょう症予防のための食事と運動で「イキイキ骨太ライフ」を目指しませんか？

- 日 時** 平成27年12月10日(木) 午前10時～午後3時(午前9時45分から受付)
- 場 所** ゆうゆう館内保健センター 栄養指導室・健診室
- 内 容** 骨粗しょう症予防のための食生活・運動について(講話・調理実習、運動実技)
- 持参品** 米1合、エプロン、三角巾、筆記用具、運動のできる服装、運動靴、汗拭きタオル、水分補給用の水分等
- 参加費** 無料
- 定 員** 20名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。
- 申 込** 平成27年12月4日(金)までに、下記までお申し込みください。



【申込・問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134

平成27年分申告用 所得税や住民税の障害者控除 障害者控除対象者認定書の発行について

障害者手帳等の交付を受けていない満65歳以上の方で、身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当する場合は「障害者控除対象者認定書」を発行します。所得の申告にあたり、この認定書を提示することで「障害者控除」を受けることができます。対象は次の要件に該当する方です。

《要件》

- ・茨城町の住民票に記載されている満65歳以上の方、または茨城町の介護保険第1号被保険者であること。
- ・介護保険制度の要介護認定、または要支援認定(以下「要介護認定等」)を受けている方、または要介護認定等を受けている方と同程度の障害状態にある方。
- ・要介護認定等を受けている方と同程度の障害状態を理由に申請する方については、面接調査を受けていただく必要があります。
- ・要介護認定等の調査資料をもとに判断します。要介護度のみで一律に判断するものではありません。
- 障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方は申請の必要はありません。

《申請のし方》

- ① 申請者 控除対象者(本人)または親族
- ② 受付期間 平成27年12月1日～平成28年1月29日
(面接調査が必要な方は、平成27年12月15日まで)
- ③ 窓 口 社会福祉課(1階3番窓口)
- ④ 持参するもの 控除対象者の印鑑(親族の申請は、親族者印が必要) 介護保険被保険者証
- ⑤ 手数料 無料
- ⑥ 交付料 後日郵送します。(平成28年1月以降送付予定) ※即日交付はできません。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029(29)8407